

銀行・証券セクターの国際的な規制の動向 Vol.17

最近の規制動向（2026 年 6 月～7 月初旬）

=====

《index》

1. 金融機関における責任ある AI 導入に関する FSB の市中協議文書
 2. BCBS による ICT リスク管理に関する実務集
 3. 欧州・英国における FRTB の見直し
 4. お問い合わせ先
- =====

1. 金融機関における責任ある AI 導入に関する FSB の市中協議文書

金融安定理事会（FSB）は 2026 年 6 月に、「AI の責任ある導入に関するサウンドプラクティス」と題する市中協議文書を公表した。これは、金融機関における責任ある AI 導入を促進するために、金融機関の AI 利活用に伴う便益およびリスクを整理するとともに、金融機関が採用しうる 12 のサウンドプラクティス案を提示するものである。

12 のサウンドプラクティス案は、「全社的な AI ガバナンス」と「AI ライフサイクル管理」の 2 つの観点から構成されている。具体的には、①戦略的な方向性と監視、②ガバナンスおよび説明責任、③リスク管理枠組みへの AI リスクの統合、④組織的な適応力、⑤重要性およびリスク評価、⑥選定、⑦データガバナンス、⑧説明可能性および透明性、⑨パフォーマンス管理、⑩人間による監視、⑪サイバーおよび ICT リスク管理、⑫サードパーティ AI リスク管理である。FSB は、金融機関の取締役会および上級経営陣に対し、事業戦略、技術導入、およびリスク管理を検討する際に、本サウンドプラクティスを参照することを推奨している。

現時点では、金融機関における AI 利活用を対象とした包括的な規制・監督枠組みは、多くの法域において依然として発展途上にある。こうした中、本市中協議文書は、各法域の金融当局が金融セクターにおける AI の規制・監督の方向性を具体化する際の重要な参考資料になる可能性がある。金融機関においては、今回の本市中協議文書の最終化や各法域の制度整備の動向を注視するとともに、将来的な規制対応も見据えながら、自社の AI ガバナンスおよびリスク管理態勢を見直していくことが重要になるだろう。

2. BCBS による ICT リスク管理に関する実務集

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は 2026 年 6 月、「情報通信技術（ICT）リスク管理：様々な実務」と題する報告書（ICT リスク管理に関する実務集）を公表した。これは、BCBS のメンバー法域を対象とした調査の結果に基づき、銀行における ICT リスク管理の実務および各法域の当局の規制・監督アプローチを整理したものである。

本報告書の特徴は、銀行の重要な業務・サービスに影響を及ぼす悪意のない ICT インシデントに焦点を当てている点にある。BCBS は 2018 年 12 月に、悪意のあるサイバーインシデントに対する銀行のレジリエンスに関する実務集を公表しており、今回の報告書は 2018 年の実務集を補完する位置付けとなっている。

なお、本報告書は、新たな規制基準を導入するものではなく、金融機関に新たな規制対応を求めるものでもない。他方で、金融機関にとっては、自社の ICT リスク管理態勢を各法域の実務と比較・評価するとともに、オペレーショナルレジリエンスの更なる向上に向けた取組みを検討する上で、有用な参考資料になると考えられる。

3. 欧州・英国における FRTB の見直し

欧州委員会は 2026 年 6 月に、トレーディング勘定の抜本的見直し（FRTB）について、対象を絞った調整措置（2027 年 1 月 1 日から 3 年間適用予定）を導入する委任法を採択した。EU では、第 3 次自己資本要求規則（CRR III）に基づき、2025 年 1 月 1 日から FRTB を除くバーゼル III 最終化の実施が開始されている。その一方で、FRTB については、主要法域における実施の遅れを踏まえ、EU 銀行の競争上の不利益を回避するために、その適用を 2027 年 1 月 1 日まで 2 年間延期していた。

こうした中、欧州委員会は、一部法域における FRTB 実施が 2027 年 1 月 1 日以降に延期される見込みであることなどを踏まえ、委任法を通じて FRTB に対する限定的な調整措置を導入することを決定した。欧州委員会は、この措置について、他の主要法域が既に導入している、または導入を示唆している措置と整合的な考え方に基づくものであると説明している。具体的には、損益要因分析（PLAT）およびリスクファクター適格性テスト（RFET）を含む FRTB の内部モデル手法（IMA）の一部要件を一時的に緩和することなどが盛り込まれている。

また、英国の健全性規制機構（PRA）は 2026 年 6 月に、市中協議文書（CP9/26）「バーゼル 3.1：市場リスクに係る内部モデル手法（IMA）の調整」を公表した。これは、EU と同様に、国際的な競争条件の公平性確保や英国銀行の競争力維持を目的として、IMA に関する限定的な調整を提案するものである。具体的には、PLAT のモニタリング期間を 1 年から 3 年に延長することや、RFET の要件を調整することなどが盛り込まれている。なお、英国では、バーゼル III 最終化（バーゼル 3.1）の大部分を 2027 年 1 月 1 日に実施する一方で、IMA については 2028 年 1 月 1 日まで適用を延期することが既に決定されている。

バーゼル III 最終化の実施を巡っては、米国銀行当局が 2026 年 3 月に新たな規則案を公表した一方で、欧州・英国では、国際的な競争条件の公平性を重視し、FRTB の IMA に関する適用延期や一部要件の見直しが進められている。金融機関においては、各法域で実施時期や制度設計に差異が生じていることを踏まえ、それぞれの規制動向を把握するとともに、今後の欧米当局の動向を継続的に注視することが重要になると考えられる。

4. お問い合わせ先

勝藤 史郎

合同会社デロイトトーマツ

リスクアドバイザー リスク管理戦略センター

マネーシングディレクター

〒100-8363 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-1180 Fax: 03-6213-1085

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト・トーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト・トーマツ、デロイト・トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についての責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本メールマガジンは皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トウシュ・トーマツ・リミテッド（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本メールマガジンをもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本メールマガジンにおける情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本メールマガジンに依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.